

大蔵委員會議録第二十六号

昭和三十三年四月二日(水曜日)

午前十時四十二分開議

出席委員

委員長 足藤 覺君
理事 淺香 忠雄君 理事 大平 正芳君
理事 黒金 泰美君 理事 高見 三郎君
理事 井上 良二君 理事 横山 利秋君
有馬 英治君 井出 太郎君
奥村 又十郎君 加藤 高藏君
川野 芳滿君 杉浦 武雄君
高瀬 傳君 内藤 友明君
古川 丈吉君 山手 滿男君
山本 勝市君 石野 久男君
石村 英雄君 春日 一幸君
神田 大作君 横錢 重吉君
横路 節雄君

出席國務大臣

大蔵大臣 一萬田尚登君

出席府政委員

總理府總務副長官 藤原 節夫君
大蔵政務次官 坊 秀男君
大蔵事務官(主計局長) 石原 周夫君
大蔵事務官(主計局長) 岸本 晋君
計局給与課長 岸本 晋君

委員外の出席者

運輸事務官(鐵道監督局國有鐵道部財政課長) 深草 克己君
日本國有鐵道參事(厚生局長) 長尾 頼隆君
專門員 椎木 文也君

四月二日

委員山手滿男君及び石村英雄君辭任につき、その補欠として戸塚九一郎

君及び下平正一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員戸塚九一郎君及び下平正一君辭任につき、その補欠として山手滿男君及び石村英雄君が議長の指名で委員に選任された。

四月一日

税関官吏の商社立入り検査反対に関する陳情書(大阪府東区南本町二の一八社団法人大阪貿易協会長小菅手一郎)(第七九四号)
運動具に対する物品税撤廃に関する陳情書外一件(東京都千代田区神田小川町三の二日本体育協会会長東竜太郎外一名)(第七九五号)
ラジオ受信機に対する物品税課税標準の一部改正に関する陳情書(東京都千代田区内幸町二の二日本放送連合会長原安三郎外十一名)(第七九六号)

テレビジョン受像機の物品税軽減に関する陳情書(東京都千代田区内幸町二の二日本放送連合会長原安三郎外十一名)(第七九七号)
在米資産の補償に関する陳情書(大分県別府市西野口区七組市木守知)(第七九八号)
ラムネに対する物品税撤廃等に関する陳情書(和歌山市東布経町一の一奥田守外二十四名)(第七九九号)
国民金融公庫資金増額に関する陳情書(社団法人福井県商工会議所連合会頭黒川誠三郎)(第八〇〇号)

濁酒密造絶滅対策としての米酒交換に関する陳情書(会津若松市大和町七新城猪之吉)(第八四一号)
農業所得課税適正化に関する陳情書外十七件(北海道十勝郡風速町二七七線三津川丑太郎外七千八百七十五名)(第八四九号)
内地塩の生産制限に関する陳情書(徳島県議會議長久次米健太郎外三名)(第八五一号)

国民金融公庫拡充強化に関する陳情書外二件(大分県商工会議所連合會長野内四郎七外二名)(第八五五号)
外国為替貿易管理法の改廃のための委員會議設置に関する陳情書(東京商工会議所會頭足立正)(第八五九号)
を本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

國家公務員共済組合法案(内閣提出第一五一号)
國家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五二号)

○足鹿委員長 これより會議を開きます。

國家公務員共済組合法案及び國家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律案の兩案を一括して議題として質疑を続行いたします。横山利秋君。

○横山委員 大臣は、地方行政委員會

へ呼ばれているようでありますから、大臣に關連いたします重要な問題について、簡単に伺いをいたします。

國家公務員共済組合法案、この中で最も重点的な問題は、御存じのように、一般公務員のうち、恩給法適用者をこの法案から除外したことであり、この除外をしたことが、新聞の伝うところによりますれば、閣議でも、次官會議でも数回問題になったものであります。将来どういうことになるのか、いかにも見当がついておりません。そこで、私が伺いたいのは、このような重要な法案を提出するに際して、政府として答弁ができないというふうなことがあつたことはあるはずがないのであります。ここで、大蔵大臣たるあなたの明確な將來への所信を一つ披露してもらいたい、それがあなたに一番お伺いしたい問題であります。

〔委員長退席、黒金委員長代理着席〕
○一萬田國務大臣 この一般公務員の年金制度について、その管掌をどういふふうな形態にするか、言いかえれば、組合によるか國によるかという点につきまして、公務員という性格からいいますと、なかなか意見が分れるところでありまして、しかも、これはやはり慎重に検討を加える必要がある、こういう見地から、今回は、一般公務員の方は除外をいたしました、その他につきましては、共済組合金制度をとりましたわけであります。私自身の考えと

しましては、すべてを含めて共済年金制度に移行するのがいいという考えを持っておるのであります。御承知のように、二十八年に人事院が、公務員については、組合管掌という点に反対な見解をとりました。これは、あくまで國がやるべきだという見解のようでありまして、それから、その後最近におきまして、なおそういうふうな考えもあるようであります。これらについては、十分検討する必要があるというわけでありまして、さらに、これが結論を得ますれば、年金制度に移行することは間違いないのですが、國がやるか組合の形でやるかという点について、きまつた上ですらに御審議を願う、かように考えております。

○横山委員 それでは、大臣、はつきりしませんよ。主管大臣たるあなたが、この法案の重要な部分について、どうなるかわからぬ、こういうことが結論では、法案の審議もきわめて差しつかえる。かりにあなたが、將來恩給公務員も組合管掌にするのだという氣持を持っておるとしたところで、あなたがいつ退陣されるかわからぬ、あるいはまた、あなたがいつ恩給局に屈服するかわからぬ。そういうふうな状態が起りますと、非現業のうちで、雇用人は組合管掌である、それから恩給法適用者は國家管掌である、それからと、五現業のうちはいわゆる官吏に相当する者と、非現業の中の官吏に相当する者との区別は、一体どこにできるか、どう違ふのか、なぜ違ふのか、そ

の違ひの方法によつて起る事態はどういうことになるかといふことになりま
す、まさにてんやわんやの問題にな
るわけでありま。大臣が今日まで大
蔵省を代表し、あるいは国の立場を代
表して、法律立法の制定者、責任者と
して、どうして一体筋が通し得なかつ
たものか、不思議に思ふばかりです。
どうしてこのやうな当りまえのやうな
ことが一萬田さんにできないのか。皮
肉な話ではありますが、それは、あな
たの政治力を私は疑われると思つて
す。一体ほんとうにこの恩給法適用者
を組合管掌にして、一般の、すべての
五現業及び非現業の雇用人と同列にす
る自信があるのかどうか、それを、一
つ大臣、はっきり言うて下さい。

○一萬田國務大臣 もちろん今回の共
済組合年金制度につきましては、すべて
を解決することが望ましいことは間違
いないのでありますが、一般官吏の
恩給制度につきましては、総理府の所
管でもありますが、やはり意見を調整
した上で処理する必要があるわけであ
ります。しかも、一般官吏は、特に国
の使用人という性格をきわめて明確に
いたしておられますので、その辺にも、
この年金制度がどうあるべきかといふ
ことは、意見もなかなか多いところで
ありまして、慎重を期しまして、この
分は後の日に譲つた次第であります。

○横山委員 そういふことを聞いてい
るのではないのです。私は、この一点
にしばつて大臣の所信をお伺いしてい
るのです。あなたは、これをやる自信
があるのかといふことを聞いています
のです。この恩給法適用者の筋を通し
て、組合管掌にして、国家公務員及び
五現業を全部一本の法律にまとめる自

信があるのか。今この法案を提案して
おいて、私の考えは別ですけれども、
どうなるかわかりませんというやう
な、こゝういふ自信のない話では困る。
ほんとうにあなたは大臣として、あな
たの主張通りにこれをやる自信がある
のかといふて聞いていますのです。

○一萬田國務大臣 私の考え方は考え
方として、なおその点について今後検
討を加えて、確信を持つて実現をした
い、こゝういふやうに考えておられて
も、この事柄については、先ほどから
申しますやうに、なかなか意見も分れ
る、しかも慎重を期するがよろしい、こ
ういふやうな面もあるものであります。
それで、これにつきましては、十分議
を練りまして、その上で措置をした
い、これは私の今の考えであります。

○横山委員 たとえば理屈に五分と五
分とがあつて、そうして向うの言ひ分
も五分だから、わしの言ひ通りにはな
らぬといふなら、話はわかるのです。し
かし今、この国家公務員共済組合法に
よつて、官吏の中にありますわいのや
る官吏と雇用というものは、これを
境にしてなくなるのです。しかも、こ
に問題が解決するに際して、何にも五
分と五分との理由は無いのです。今大
蔵省内部なり、あるいはこの共済組合
のことを知っている人々が何と云つて
おるか、あなたは御存じでしょうか。
どうして一体一萬田さんは、こんなこ
とに筋を通して実施ができなかつたも
のか、こゝう言つておるのですよ。こゝ
ういふやうな状態の問題を、この法律を
提案をしながら、なおかつやれるのか
やれぬのかわからぬ、わしの考えは考
えられども、ほかにいろいろ言う人
がおつて、とおっしゃるけれども、あ

なたは大蔵大臣ではありませんか。あ
なたは大蔵大臣で、主管大臣ではあり
ません。しかも、あなたの言ひ分と
いうか、大蔵省の主張というものは、
会公務員を適用すべきであるという主
張は、一体どこへいつて言ひ分がつけ
られる筋合いのものでしょう。まこと
に筋の通つた話ではありませんか。そ
ういふ筋の通つたものを、いついつま
でもみにもんで、とうとうあげくの
果てが、これはどうなるかわからんと
いうやうな体たらくの話では、私ども、
あなたの政治力を疑いますよ。

それでは、あなたに何うのだけれど
も、一体、いつになつたらこれは解決
するのです。いつあなたに解決しやう
とするのです。こゝういふ筋の通つたも
のを、私ども大蔵委員会が修正する、
そして会公務員に適用するという決議
をしたら、あなたはどうかします。

○一萬田國務大臣 今度は、初めから
申しますやうに、三公社五現業、それ
に、非現業の雇用人は、従来でも共済
組合の年金制度になつておりましたの
で、これを含めての改正をお願いをし
ておるのであります。一般官吏につき
ましては、むろんこの際に、先ほどか
ら申しますやうに、解決するといひの
であります。が、国家使用人としての特
別な性格もありますので、これについ
ての異論もまたありますから、それら
の意見も調整して、この場合は、一般
官吏についての年金制度は、将来これ
をきめたい。私は、何もこれを一本に
きめなくてはならぬ、また三公社五現
業といふやうなもの、一般官吏といふ
ものが、必ずしも同一でなければなら
ぬかといふと、これは、今後の検討に
待つてあります。これは、検討の

結果でいいのではない。私個人とし
てのいろいろの意見がありますが、そ
れは、将来出るであらうしょういろい
ろの意見とも十分調整を加えて、そし
て結論を出すといふことも、決してで
きない無理なことでもない、私はかよ
うに考えている次第であります。

○横山委員 大臣、あなたは、この問
題について少し勉強不足ではありませ
んか。今あなたの言葉の端々を拾うわ
けではありませんけれども、あなたが
今答弁なさつたことに對して、つま先
を拾うならば、三公社五現業と云う。
話も出ていない三公社の問題を引き出
して、また事もあらうに、三公社五現
業と恩給法適用者とが別々でもないん
じゃないかといふやうな氣ももしないで
はないかといふやうな、ばかげたことを
あなたが今おっしゃるとは、私は夢に
も思ひませんでした。私が聞いておる
のは、あなたといふか、大蔵省といふ
か、あるいはまたこの共済組合法を知
る人は、すべてが官と民との身分の違
いをここになくしようとして、一本の
共済組合法にまとめていくのが当然で
あると、みんな言つておるのです。あ
なたは、一番先頭に立つておるやうな
率なことを言つては、あなたは、一体
何を勉強しておられるか疑わしい。重
ねて言うけれども、この問題に關して
は、あなたは政治力を疑われておると
私は言つておる。だから、私が
先ほど聞いたのは、本委員会でも、与
党の人たちもみんな言つておる。こゝ
まで来た以上はしょうがない。しやう
がないけれども、政府みずからが法案
を修正するのは無理かもしれぬけれど
も、大蔵委員会で修正して、全部適用

しようかと言つておる。これは、氣持
の上ではみんな一致しておるのです。
そうなつたら、あなたどうしますかと
いうのが、私の聞いておることなん
です。

第二番目に聞いておるのは、あなた
は、私は全部一本に適用したいと思つ
ておるとおっしゃるのだけれども、こ
れは、実現する所信があるのかどうか
と言つておる。それは、いろいろ話は
あるでしやう、意見はあるでしやう。
しかし、こゝうだと思つたことを、あな
たは実現をなさいますかと言つてお
る。その実現をする時期はいつごろ
か。この国会で提案してくるのか、次
の国会へ提案するのか、いつまでにそ
れをおきめなさるのか、すでにこの法
案に伴う経過規定といふものは、数日
のうちに本委員会に出でくるはずに
なつておる。なつておるけれども、根
本的なあいまいになつておることを、
大臣としていつこの国会に明白になさ
るつもりか、これが第二番目の質問で
あります。

○一萬田國務大臣 これは、先ほどか
ら繰り返して申しますやうに、私ども
としましては、一般官吏も含めまして
共済組合年金制度を確立したい、かよ
うに考えて、きやうな主張をなしてき
たのであります。しかし、一般官吏
の恩給制度は、総理府の所管事項でも
あります。恩給局としても、これは意
見を持つておられます。その調整がな
かなかできない。ことにまた、従来か
ら、人事院等のこの点に關する意見も
出ております。また最近も、意見が
あつたやうであります。そういうやう
なことがありますので、これは、やは
り一方的に押し切るわけにはいきませ

も出てくる、あるいは給与制度の面でも、一般の俸給表の適用をしなければいけないということが出て参ります。定員法あるいは給与法、これらすべてにわたつての問題に關連して参りますので、この際、年金制度の面だけでこれを解決するわけには参らないかと存じております。将来、年金、定員、給与、すべてを通じて、国家公務員法の公務員制度の上から、非常勤職員を一体どう扱うかという立場から、これを総合的に検討をさせていただきますと思つております。

○横山委員 そういふことは、百年河清を待つようなものです。第二条は、政令で定めるといふのです。国家公務員の根本的な制度を定めるのは、まだ一年先のことが二年先のことがわかりませんよ。またきまるかどうかはつきりしません。検討中です。これは、今もう法案が通れば、政令を準備しなければならぬ。またこの収支の計算をするに當つて、どのくらいの臨時職員をこの中に含めるかといふことも、私は当然想定に入れなければならぬと思ふ。そういうときに、適當に言つておいたら国会は済むものだと思つておつたら、これは大間違ひであります。もし方が一、あなたがここで腹がきまつておらぬとしたら、私は大臣に伺いたいであります。少くとも臨時に使用される者は、今日定員がないから、さしあたりどうしてもやむにやまれぬ役所の都合で、臨時に採用している者であつて、業務の内容というものは、定員化している職員と変らぬ者が大多数なんです。労働基準法では、二月月雇用されたそのあとは、雇用されておる一般労働者と同様に取扱えという立

場に立っているじゃないか。しかし、私は、そんな事情だからといって、二月月たつたら適用せよというやばなことは言わぬ。せめて同一の国家机关で一年も働いておつたら、当然これは、奥さんが病氣になつたとか、あるいはまた、自分は将来ここで長く働くのであるという立場に立つて、一生懸命になつて働いている人のことであるから、一年もたつたら適用してやつたらどうだ、こういう考えなんです。大臣も、この点について、まだ御検討が足らなかつたら、私の言う言葉で御理解になつたと思うのですけれども、臨時職員を大幅に適用をさせる気持はないのか。ここに「臨時に使用される者で政令で定めるもの以外のものを除く。」という文章がある以上は、臨時職員を適用させるといふことを、法案は示していると思うのです。けれども、私の言うところは、臨時職員で一年以上も同じところで働いて、同じ仕事をやつておるのだつたら、あとになつて、定員法の問題や給与法の問題はあるであらうが、それとこれと、同じベースでならぬといふことはない。これは、一種の共済制度なんだから、本人も金を出すんだから、出させることではないんではないか。そうしたら、一年もたつたら適用させてもいいじゃないか、こう言っているのではありませんか、大臣の率直な所感を承わればいいのです。

○一田田國務大臣 ただいま政府委員から答弁のありましたように、他のいろいろな給与関係、あるいは定員関係等といふいろいろな関連をいたしているわけなんです。なおお説の点については、今後検討を加えて参りたい、かように思つております。

ております。

○横山委員 大臣、カエルの顔に小便という言葉がありますが、こつちがこれほど一生懸命になつて言つておるのに、あなた、ちよつともう少し気持ちのある答弁はできぬものですか。あなたは、今の問題については検討ができている、だから、他の法律、他の給与との関連といふものもあるとおつしやるけれども、考えてもごらんないよ。こういう問題は、国も一部を負担するけれども、本人が掛金を出しているのです。ほかの法律は、みんな政府が給与を出したり、定員化するのですから、それは、そういう言い方もあるでしょう。ほかの法律と同じベースにこれを合せなければならぬという積極的な理由もありませんよ。しかも、この法律の中では、臨時に使用される者も、その一部を含むといふことになつて、政令で定める場合において、その大部分を含めしめるんだから、私の言うように、せめて一年以上雇用されておる者を含むといふても、この法律案には抵触もしないし、どのくらい臨時に働いている諸君の勤勞意欲を増進するかわからぬではないか。どういふ支障があるのか、私は、そう言うたのです。重ねて大臣の誠意ある御答弁を承わりたい。

○岸本政府委員 ただいまの横山先生の御質問もちょっと技術的な問題にわたる点もありますので、私の方からお答えさせていただきます。第一の掛金をかけているという問題でございますが、これは、実は非常勤職員の給与よりかなり低いわけでございます。こういう方を入れて掛金を取ると、給付に見

合わない場合が多い、そういうことで、これは、私どもの立場だけでなく、組合内部でもいろいろ問題があるのをごいいます。かりに短期給付なんかにこういう低い方が入つて参りますと、相当掛金が上るのであります。これは、いろいろ議論がある点でございます。この点を抜きにいたしましたも、臨時職員の政令で定めるものは入るといふ法律の規定になつておりますが、これは、何かの条件をつけて臨時職員を入れるといふところまで、実は踏み切つた考えを前提とした規定ではございません。根本的には、先ほど申し上げましたように、定員制度、給与制度、それぞれ所管官庁とも十分協議の上で、この取扱ひをきめていかなければならぬと思つておるわけでござい

ます。さしあたり考えておりますのは、こういう点でございます。昔共済組合法が十年ほど前にできました当時、組合員の範囲がどうもはつきりいたしませんでした、相当な広範囲の方が入つておられたわけであります。その後組合員の範囲を定員、あるいは常勤といふところまで全部これを区切つて参りました。——定員制度の面からの要請であります。区切つて参りました。たまたまそう区切つたために、昔組合員であつた方が、組合員になれなくなる、これはお気の毒であるといふので、現在でも、そういう方々に限つて組合員にいたしておるわけであります。そういう限定された方をこの政令で拾い上げる、こういう趣旨でここに書いてあるわけでございます。

○横山委員 岸本さんの言う臨時職員は、給料が安いから、掛金も低いか、だから、ほかの人に迷惑をかける、

こういう言い方というのは、私は、なんと冷淡な人よと言いたい。臨時職員が給料が安いのは、何も臨時職員のせいじゃありませんよ。臨時職員をこういうふうに雇用する国の政策が間違つておる。労働基準法に言うところの、二月月たつたら普通の勤勞職員と同じようにするという精神から言ふならば、国はまさに労働基準法に抵触をして、ひどい人の使い方をしておる。二年も三年もたつて、いつお前は首切られるかもわからぬぞ、そういうことをしておる、国の雇用政策が根本的に間違つておる。しかし、私は今ここでそれを言つてもしょうがないから言いません。

けれども、一般の定員化されておる職員の中から、臨時職員を適用してやれという声が現に出ておる。臨時職員が言つておるのではありません。一般の定員化されておる、掛金を高く払つておる人が言つておる。あなたの言うその前半の議論といふものは、意味がないのです。そこで、岸本さんに重ねて伺いますが、それでは、今ここで法律が出ておる。その説明をあなたはしなければならぬ。臨時職員をどのくらい適用する予定になつておるのか、私の先ほど言つておる一年以上といふものと照らし合せて、一つ具体的に御答弁願ひたい。

○岸本政府委員 具体的な数字は、資料を持ち合せて参りませんので、お答え申し上げかねる次第でございます。お考え方といたしましては、先ほど申し上げましたように、定員、常勤以外の者で、かつて組合員になつておられた方は、経過的にずっと組合員として参つておる措置をやつております。それをこの際この政令でカバーして参

りたい、かように考えております。

○横山委員 ちよっともう一ぺん。

○岸本政府委員 これは、政令で書き
ますのは、先ほどちよっと申し上げま
した、昔公務員共済組合法ができた
当時の組合員の範囲の規定がはつき
りいたしませんで、各省の自主運営で
ある程度組合員の範囲をきめておいた
点があるわけでございます。その後定
員制度、給与制度がはつきりして参り
まして、それに応じて、組合員の
範囲を大体定員職員、常勤職員とい
うことに区切ったわけでございます。そ
ういたしますと、各省々々が自主的
におきめになった組合員であつて、その
範囲から漏れてくる、そこにはみ出し
てくる人があるわけであります。そう
いう方々は、現在も経過措置でまた取
り扱いますが、組合員として扱って
おります。そういう人は、やはり臨時と
いふ組合員として扱つていかざる
を得ません。これを政令で当面拾ひ上
げていきたい、かように考えており
ます。

○横山委員 そういうことでは、せつ
かくこの法律を改善をしてやつていく
のに、何らのプラスもないのです。今
まで通りでやつていきますというこ
とでは、これはだめです。この点につ
きまして、時間もございますから、
委員長に意をためておいてもらいま
して、後刻理事會において相談をして
もらいたいと思ひます。

第三番目に、これは、まず岸本さん
に特殊な問題として伺ひますが、退職
手当暫定措置法の適用を受ける者は、
恩給法適用者は、退職手当の金額が現
状通りで、この年度の共済組合法の適
用を受ける者は、改正する率が適用さ
れる、こういうふうに理解してよろし
いか。

○岸本政府委員 形式的にはさように
考えております。つまり折半負担の年
金制度になれば、雇用主からの給与と
いうものは年金に入つて参りません
ので、これは、退職手当の方でその見
返りを考える、かように考えており
ます。

○横山委員 形式的とは——私の言
うことが間違つておつたら、違つてお
つたりやればいいのです。私の理解
するところでは、今度の法律で除外
される恩給法適用公務員は、現在の退
職手当暫定措置法の率がそのまま適用
される。五現業及び一般公務員のうち
の雇用人だけが、退職手当暫定措置法
の改正案によつて退職手当がよくな
る、こういうふうに理解してよろしい
かと云つておるのです。

○岸本政府委員 おつちやる通りで
ございます。五現業と非現業……。

○横山委員 では大蔵大臣に伺ひます
が、そういうことが一体いいのか悪い
のかということ。恩給法適用公務
員だけは、退職手当はよくならない
のです。それで、それ以外の五現業の
恩給法適用者、及び今までの雇用人、
非現業の公務員、それだけが今度やめ
たら、退職手当をどうするらえる
のです。どうさういふことは別と
うで、よくなる。そういうことは、一
大臣、矛盾を感じませんか。三月の特
別退職も済みましたが、今後は、
年内に、ことしじゅうにでもやめる
人が、恩給法の適用を受けておる人は、
退職手当がよくならぬ。適用を受けな
い人だけが、今度の暫定措置法によつ
てぐんとよくなる。何でそういう矛盾

が起るのですか、それは、一体正當な
理由がありますか。岸本さんの答弁は
わかつておるのです。恩給法適用者
はこの法案に含めなかつたから、当然
こういふ結果になる。これはわかつて
おる。岸本さんの意見はわかつておる。
私は大臣に聞いてゐるのです。こうい
うことで一体いいのかというのです。
恩給法適用者だけは退職年金を上げて
やらぬ、ほかの人だけはどうさう上げ
てやるといふばかことが、これだけ
考へて、一体筋が通つた話か、どうな
んです。私は大臣にお伺ひします。

○一萬田國務大臣 この恩給法によつ
て受ける恩給、これには、やはり退職
手当も含まれておるのでありますが、
それが年金の場合に比べて少いんじや
ないか、こういう点にあるのかと思ひ
ますが、これは、私はやはり現行の制
度の上においてはやむを得ない、か
うに考へておるわけであります。

○横山委員 どうしてやむを得ないの
のです。今國家に雇用されておる人た
ちのうちで、同じ恩給法適用者でも、
五現業の方は、今度の暫定措置法でよく
してやる。國家公務員の一般公務員の
恩給適用者だけは、暫定措置法を適用
せぬ。だから、退職金はよくならぬ
い。どこにその食い違いがあるのか。
なぜそれが正當づけられるか。あなた
はやむを得ないと言わぬで、その堂
堂たる積極的な理由を言つて下さい。
技術的な理由はわかつてゐる。わか
つてゐるけれども、この技術的な理由
もつてして、一般公務員の恩給法適用
者は上げないという、この非常な損失
が正當づけられるかというのです。私
は大臣に伺つておる。

○一萬田國務大臣 私は、先ほど御答
弁いたしましたように、やはり一方、
共済組合の年金制度に変わったのであり
ますから、自然退職手当も多い、か
うに考へておるわけでありまして、一方
恩給制度も、こういうふうに変つてく
れば、むろんそのときに變つてくる、
かように考へております。

○横山委員 大臣、あなたの御答弁は、
五現業の公務員は、共済組合法に變つ
たんだから、退職手当をよくしてや
る、ほかの方は變らないのだから、退
職手当をよくしてやらない、こう言
う。ところが、變つた方と變らない方
とはどういふ違いがありますか、何も
それらの人の責任ではない。政府の政
策によつて、あなたの不手ぎわによつ
て、こういう結果が生じたのです。だ
から、恩給法適用者の一般公務員の退
職手当をふやしてもえぬという積極
的な理由はどこにあるか、わからぬ
じやないか。だから、私はあなたに言
うのです。なぜあなたが筋を通して、
一般公務員すべてに適用しないのか。
あなたがそういういいかげんなところ
で妥協するから、こういう不都合が生
まれ、ことし一ぱい、退職する人の中
で、五現業の恩給法適用者の方は退職
手当が多くなる、一般公務員の恩給適
用者は、退職手当がよくならない。そ
ういうきわめて不合理な、全く理屈に
も合はぬことが起るのじやないか、こ
う言つておる。かりに百歩を譲つて、
あなたの言うように、政治的に負けた
からしょうがないにしても、退職手当
暫定措置法でそういう差別をつける理
由がどこにありますが。なぜそれをあ
なたは整理して、適當な合法的な方向
にしませんか。

○一萬田國務大臣 共済組合の年金に
つきましては、私が説明するまでもな
く、折半負担になつております。従
いまして、退職手当については、これ
を民間並みに引き上げる、こういう意味
において、この年金制度による分が、
退職金、恩給による場合よりも多い、
これは、私は筋の通つた考え方である
と思つております。

○横山委員 それが筋が通るなら、先
ほどあなたが言つたことは、ちつとも
筋が通らない。あなたの所信なるもの、
あなたの決心なるもの、あなたの今後
進もうとしておる道は、決して筋が通
らない。それは、あなたの答弁は、
矛盾撞着、支離滅裂です。そうじや
ありませんか。最初にあなたが、おれ
はこう思ふ、こうやらなければいかぬ
と思ふと言つておいて、今になつて、
いやこれもまた筋が通ります、よく白
白しくそのういふことが言えますね。だ
から、その退職手当暫定措置法によつ
て生ずる欠陥というものを、あなたは
まじめに考へなければいけませんよ。
あなたの傘下の大蔵省の中でも、恩給
法適用者、そのすぐ下にある人と二
人一緒にやめたときには、あとのカラ
スが先になつて、下の方の人は退職手
当をどうさういふらつて、上の方の人は
だめなんですよ。そういう矛盾を、あ
なたは所管大臣としても、今後目をつ
むつて知らぬ顔をして通しますか。
そこに、あなたの本法案に対する研究
の不足と、今日までの政治力の不足
を私は痛感せざるを得ない、これが第
三點。

第四點は、この資金運用の問題、こ
の資金運用について、今度の規定は、
資金運用のみならず、何でもそうす
が、大蔵省はずいぶん権限を強めてお

る。今度はその問題ですけれども、一
体共済組合の制度が円滑に行われ、そ
うして組合員の福祉が十分にされる
というまゝというものは、私は言うな
らば、資金の運用にあると思う。国の
負担金と組合員の掛金と二つ合せて、
それが相当の金になる、その資金運用
を合理的にやることによって、組合員
の福祉というものが行われると思つて
おる。もちろんその資金運用が、とん
でもない株を買ったり、汚職に使われ
たり、そんなことは考えられません。
なぜならば、多少の政府の監督もあつ
てよろしいし、あるいは特殊な法人で
ありますから、合理的な公正なやり方
をしなければなりませんけれども、そ
の組合の十全の運用をはかつて福祉を
増大せしめるには、その資金運用に可
能な限り自主性を持たしめるという
ことが必要ではないかと思われる。今
回の法案は、資金運用について、預託
を強制することにもなっている。それ
から積立金額を別会計に分離するこ
とになつてゐる。そういうことを嚴重
に制限したら、この共済組合のうま
みというものがなくなるのではない
か。この点、実際の運用としてどうい
うふうにお考えになるのか。せつかく
作つた鶏に金の卵を生ませないよう
なしかけをしたなら、仏作つて魂入れ
ずではないですか。御所見はいかがで
しょう。

○一萬田国務大臣 この積立金の中
から資金運用部に預託をする、これは、
共済組合のうまみを害しないような範
囲におきまして、主管大臣とも十分相
談の上きめたい、かように考えており
ます。資金運用部に預託をするから、
共済組合の公正な指導をすることにし

たうまみがない、そういうことには決
してならぬと思ひます。そういうこと
が走らないように、十分考慮を払つて
やるつもりをいたしております。

○横山委員 時間がありませんから、
この問題は簡単にしておきますが、特
に組合の運営については、大蔵省の権
限強化、大蔵省のやり方についてとか
く非難がございます。従ひまして、こ
の資金運用が単位組合、あるいは連合
体の自主的な運営に十分うまみが生ず
るように、格段の配慮をしてもらわな
ければなりません。大臣、よろしくう
ございますか。

○一萬田国務大臣 十分な配慮をいた
す考えでありまして、この資金運用部の
預託の趣旨は、結局この組合の財政を
ある点について強化しようという意味も
あるのであります。決して公正な指導
をいたしません場合の支障になるよう
なことはいたさない考えであります。

○横山委員 それでは、その点は特に
大臣のお約束を今後の運営において期
待し、私もとしては監視をいたした
いと思ひます。

その次に、この法案が、先ほどから
る申しましたように、国家公務員、
五現業職員の非常な期待の中で審議を
されておることは、言うまでもない
ところであります。この法案の中に
ございます運営については、職員の広範
な意見を取り入れるというふうな仕組
みになっております。たとえば運営審
議会あり、連合会評議員会あり、共済
組合審査会あり、共済組合審議会あ
り、この四つの機関がこの組合の運営
に当るといふことになっております。
また不服の申し立てを聞くことになつ
ています。また法律の改訂について審

査をすることになっております。これ
らについて、どういふふうな職員の意
見を反映しようとするのか。私は、い
わゆる職員団体という名称が、法律の
中に明記されておることに非常に興味
を持って、あなたの方の御意見を聞き
たいと思つてあります。言うまでも
なく、今日法律九十八条に言うところ
の職員団体というのは、それぞれの官
庁にありますが職員労働組合であり、職
員組合であります。その職員組合なり
労働組合といふものを、職員団体とし
てここに規定せられておるわけであり
ます。政府がこれらの審議会、評議員
会、審査会、審議会等において職員の
代表を指名するに当つて、一方的に、
自分に都合のいい職員を指名すること
になりはしないかといふことをおそれ
るのであります。従ひまして、この運
用に当つては、職員団体と法律に言う
ところの職員組合、労働組合の意見を
十分に聞き、その代表者を参加せしめ
るのが当然だと思つておりますが、
この点、いかがですか。

○一萬田国務大臣 組合員の意見がき
わめて公正に反映するように選びたい
と考えております。

○横山委員 組合員の意見が公正に反
映する方途はいかんと、私は聞いてい
るのです。私の言うところは、この法
律は、職員団体に負担金を命じておる
わけですから、たとえば職員組合におり
ます専従者は、ぜいを出さなければい
かぬ、それからその人の負担金は、国が
出さず、その職員団体が出せと命じて
いるわけですから、私は、この点につ
いてずいぶん意見を持っております。反
対です。反対ですけれども、法律に
いっているところの、労働組合の専従

者は、掛金は自分で払ふ、国の負担金
は、その労働組合が払ふ、こういつて
いる以上、職員団体にその義務を命じ
ている以上は、職員団体といふものを
法律上明確に交渉の対応機関と認めた
のではないかと。職員団体とは何か。そ
れは、全職員をもつて構成するもので
ある。従つて、組合員の中からその意
見を聞くに当つて、その代表者である
その職員団体の意見を聞くのは当然で
はないか。これは、大臣、あなた御存
じないかもしれませんが、今日までも
そういうふうになつてゐるんですよ。
今日もなつてゐるんだから、今後この
法律の運用に当つては、職員団体に意
見を聞き、代表者を参加せしめること
になるのではないかと、こう聞いてい
るのです。

○一萬田国務大臣 さようにいたした
いと考えております。

○横山委員 その次に、国家公務員災
害補償法に關連して少し聞きます。こ
の共済年金制度で公務員の災害を取
扱つておるのは、いかがなものであ
るかと思つて。この法律の中で取扱わ
れる公務災害と、国家公務員災害補償
法によつて取扱われる公務災害とは、そ
れは、線が引かれてゐます。線が引か
れてゐますけれども、労働基準法に
よつて、本来公務によつて災害を受け
た者については、国がめんどうを見
る基本的な線が引かれてゐるんです
よ。お役所の都合によつて災害を受け
た者は、あげて国家公務員災害補償法
でめんどう見るのが、当然ではない
か。それに何をや、お役所の都合で災
害を受けた職員及びその家族に対し
て、お前らの出しておつた掛金もその
中に入れて災害の救助をしてやるとい

うのは、国家はずうずうしいではない
か。私は、こういうことを言ひたい。
少くとも共済制度といふものの中から、
公務災害によるものは除くべきではな
いか、除いて、国家公務員災害補償法
を改正をして、そこで、お役所の都合
によつて災害を受けた者については、
全部あげて救済をするのがほんとうで
はないか。従つて、この際、国家公務
員災害補償法をすみやかに改正をし
て、この国会に提案をすべきではな
いか、こういう考え方はどうなりま
すか。

○岸本政府委員 この点は、いささか
技術的な問題にわたる点がございま
すので、お答えさせていただきますと思
ひますが、労働基準法ないし国家公務
員災害補償法で使用者の全額補償とい
たしてありますのは、つまり六年間の
一時金の補償、これだけは全額使用者
負担といふことが、現在の法制上き
まつておりますが、それ以上の年金を
支給する場合に、これをどういふ負担
関係でやるかにつきましては、現在民
間では厚生年金、あるいは船員保険と
もに労使折半負担でやつておるわけ
でございます。それにならしまして、国
家公務員につきましても折半負担でい
たそう、従つて、今回の共済組合法の
折半負担の年金システムの中にこれを
取り込んで、同様の取扱いをしたいと
考えております。

○横山委員 私の言う筋は間違つてい
ますか。労働基準法にいうところ、
少くとも公務による災害を受けた者
については、普通の民間工場でも会社
でも、その会社の都合のために災害を
受けた者については、その会社なり工場
が負担することが当りまえじゃないか。

うのは、国家はずうずうしいではない
か。私は、こういうことを言ひたい。
少くとも共済制度といふものの中から、
公務災害によるものは除くべきではな
いか、除いて、国家公務員災害補償法
を改正をして、そこで、お役所の都合
によつて災害を受けた者については、
全部あげて救済をするのがほんとうで
はないか。従つて、この際、国家公務
員災害補償法をすみやかに改正をし
て、この国会に提案をすべきではな
いか、こういう考え方はどうなりま
すか。

のです。今官公労の給与問題は峠にあります。新聞で伝うところによれば、三公社及び五現業は非常にアンパランスがある。私は今の問題で言うんじゃない。将来の問題で言うのです。が、このアンパランスを、大臣としてはどうお思いなさるかということを知りたいんです。それは年度末手当です。非常に国鉄、専売、電通、郵政その他で年度末手当の結果についてアンパランスがありますね、ご存じですね。それをどうお思ひになるか。繰り返して言うておきますが、今どうしてくれということじゃありませんよ。今の問題

は今の問題として処理をいたしますから、将来、たとえば郵政にあつては、今の郵政事業というものは、どんなに経営者が努力しても、どんなに労働者が郵便配筆を一生懸命にやっても、これは国の政策として総収入が上らぬ

かけになっておる。それで、一方においては、また経済政策によって非常にもうかっていくところがあるのです。

三公社互現案は、大臣は腹の中で御存じのはずであります。国の経済政策策によって、どんなに努力しても収益が

上らぬところと、そうでないところとありますね。これを單に予算総則の上、文字の上では、増取ないしは節約によってその配分をするといっているんだけれども、そのしゃくし定規だけでは労働者を納得し得られるものかどうかどう

か、こういうことを私は一べん大臣にお伺いしたいと思っておったのです。今の問題をどうしてくれというわけじゃありません。今の問題は、別に一つ努力してもらいたい。しかし将来の問題として、こういう傾向について

は、もうからぬ企業の中で一生懸命に

働いて、節約と増収に努力しておる労働者に対して、お前のところはもうからぬから、年度末手当も期末手当も少いということに納得させ得られるものかどうか。これは、運輸大臣や郵政大臣に聞いたつてむだです。大蔵大臣として、予算を握っておられるあなたの考え方によつて、私はきまると思うのですから、えらい突然で恐縮ですけれども、こういう問題について、将来あなたのお考えになる点はどうしたものか、これをお伺いしたい。

○一萬田國務大臣 今御質問の点は、実は今日いろいろな、たとえば期末手当等を処理する場合においても、やはり問題になって上つてくるのであります。私どもとしては、これは業績手当の制度もありますので、どうも給与の上下が自然起る。そうかといつて、この業績手当を認めておるので、業績がないからといつて、それなら全然やらないというのでは、また労働政策の上から、あるいは労働力が合せて働くという見地からも、必ずしも客観的に適切でない場合も考えられるのであります。そうして見ると、なるべく私は、期末手当にしても、やはりもう人が安定した形においてもらうようにするのがいいんじゃないかという考えを持っております。ところが、また一面、業績のいいような方面の職員等は、それにもまた若干不満があるというふうなことがある。それで、今のところ、私はなるべく均衡を得るようにするために、非常に業績がよくても、あるところまでがまんしてくれ、そのかわり、悪いときにもあるところまでは見る。いいときはとれるだけ業績としてとるが、悪いときは何も無い、

ゼロでがまんしてくれでは困る。そういうふうなことで、何らかの調整的な措置をほんとうに考えてみたいということで検討を加えておられます。

○横山委員 大臣のおっしゃる点も、わからぬわけではないんです。あなたは、非常にもうかるるときと損をするときの場合のことを言っておられると思う。ところが、本質的にもうからぬところがある。たとえば、年度の年度末手当が、全連の諸君は○・○五だそうですね。一方あるところは○・三出ているのに、○・○五で妥結をする郵政の諸君の立場を思うと、私は涙なくして聞けない。それはなぜか、郵政省という仕事があるからと私は思う。私は、国鉄におつたんですけれども、国鉄についても、近代社会においては、飛行機と自動車に追われている。これは、本質的な問題である。そこで、あなたの言うその企業でもうかるるときと損をするとき、これは、一の方法だと思ふ。けれども、企業自体が本質的にもうからぬ、こういうところのことを、大臣としてはこの際考えるべきではないか、私の言いたいのはそれであります。このお答えを願つて、途中でえらい済みませんが、先ほどの問題に戻りたいと思ひますが、この企業が、本質的にそういう増収と節約の余地のないところをどうするか、これを一つお伺いしたい。

○一萬田國務大臣 郵政のお話がありました。特別会計で見るといふことは、いろいろむずかしい点もあると思ふので、検討を加えてみたいと思ひます。

○足鹿委員長 まだ質問が続きますか。

○横山委員 先ほどの共済組合に移りますから、大臣は地方行政に……。

○春日委員 議事進行。大臣にお伺いをいたします。本委員会は税制、金融、外為、国有財産等について多くの法案を擁護して、法案審議の過程においても、大臣の高度の政策的な所信を伺いたいところでありまして、予算委員会等の関係で、衆参両院にまたがってあなたが御多忙であるというので、大臣が御出席にならないままにさわめて不十分な審議を續けて参りました。なおそれに関連する多くの国政調査の問題等につきましても、所管省の最高責任者である大臣の見解をただし得ないで本日に至つておられることは、大臣、御承知の通りであります。しかし、本日の新聞によりますと、最近行われます大分県における植樹祭とかに大臣が御出席になるのか、ごとき報道が伝えられております。私たちは、参議院において予算が成立したならば、おのずから大臣は御自由なからだになれるであろうといふので、多くの重要な問題について、大臣が本委員会に御出席になることを待機して待つておるわけでありまして、そこで、私は、よもやこのやうな国会の終末期において、かつは本委員会のかねがねの要望の経過等にかんがみましても、こういう国会の議事多端の折柄、国会を外にして郷里へ帰られるというふうなことは千万あるまいとは思ひますが、しかし、たまたま本日新聞によつてそういう報道がありましたので、私は、事態容易ではないと思ひますので、この際に、大臣の御都合を伺つておきたいのでございしますが、新聞に報道された通り帰郷されるのであるか、あるいは国会のことを重しとして、そのようなところには参

られぬであるか、その点、一つ伺つておきたいと思ふのであります。

○一萬田國務大臣 植樹祭で陛下が大分県に参られます。それで、土曜、日曜もありまして、ただいまどういふふうないたそうかと、いろいろな方と相談をしておるところであります。

○春日委員 私どもが、両院の国会対策委員会等においてしょっちゅう真剣に話し合つておりますことは、はなはだ審議が滞滞しておる、さなきだに選挙氣がまえのために、政情は不安であつて、ために議員不出席の傾向が多

いので、これは、できるだけ一つ出席するように、いわんや政府の責任的立場にある者は、国会を外にするやうなことが断じてないやうに、これはかねがね申し合せも行われ、かつは政府に對して要望いたしておる事情であります。従ひまして、こういうやうな情勢下において、事はいかにあれ、何と云つたつて国会は國權の最高機關であり、しかも会期末に際しておるといふ立場からいたしまして、土曜であるといふ日曜であるといふ、大臣が国会を外にされるということは、国政審議の上にも重大な障害を来すであらうといふことは明らかな事柄であります。こういうやうなときに、所管大臣が、多くの法律を残しておる本委員会の問題もさることながら、内閣委員会においても、あるいは地方行政の委員会、その他大蔵大臣が出席されなければならぬといふところの委員会はたくさんあります。大臣の所見を聞くにあらざれば議了し得ないところの法律案がたくさんございします。私は、こういうやうなときに、大臣が郷里へ帰られるといふやうなことは許さるべき事柄ではない

と政府に申し込んでおり、あるいは岸總理も先般表明されたこの国会に對する政府の態度等から考えても、そういうことはあり得べからざるものと考へますが、大臣は、お行きになる御決意でありますか、御予定はどうなつておりますか、この機会に明確に一つ示しておいていただきたい。事と次第によりましては、私どもは議選に持ち込んで、党としての適切な処置を講じなければならぬと考へますので、この際明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○一萬田國務大臣 先ほど答弁した通りであります。

○春日委員 それは、明確でありませぬので、どういふ御予定でありますか、伺つておきます。

○一萬田國務大臣 まだ何も明確なことはありませぬ。

○春日委員 よもやこういう情勢下において、国会を外に出かけになるということは、あなたの良識においては断じてないといふことを期待いたしまして、この問題はこれとどめておきます。

そこで、幸いといふのでありますから、委員長に申し上げておきますが、これで大臣はしょっちゅう御出席になられると考へますが、この機会に、国政調査に関連いたしまして、本委員会としてただしておかなければならぬ多くのペンディングな問題が残されております。そこで、私は委員長に要望申し上げますが、まず第一に、金融問題といたしましては、銀座レインボー事件に関連する千葉銀行の問題、それから脱税問題といたしましては日新製糖の問題があるかと存するのでござい

ます。

○一萬田國務大臣 先ほど答弁した通りであります。

○春日委員 それは、明確でありませぬので、どういふ御予定でありますか、伺つておきます。

○一萬田國務大臣 まだ何も明確なことはありませぬ。

ます。それからもう一つは、愛知用水
公団問題につきまして、浜口総裁以下
ほとんど重役が総辞職されたというこ
とが報道されて、その真相もその後つ
まびらかにされておりました。これら
の問題は、ことごとく本委員会におけ
る重要な所管事項であると思つので、
真相を明らかにいたしまして、万遺憾
なきを期さなければならぬと思いま
すので、適当な時期に、愛知用水公団
浜口総裁、それから日新精糖の社長、
それから千葉銀行の古荘頭取、これら
を本委員会に参考人として御出願願
いまして、これらの諸問題について真相
を明らかにするための国政調査を進め
たいと思つたから、一つこの点、委
員長においてはなるべくお取り進めを
願いたいことを要望いたしまして、私
はこれで終ります。

○足鹿委員長 了承いたしました。

〔委員長退席、黒金委員長代理着
席〕

○横山委員 引き続き質問をいたし
たいと思つたのですが、いろいろな関係
で、もうあと二十分かかるものと思
いますから、各員に御協力をお願い
いたします。

この法案に関連をいたしまして、先
ほど三公社の問題に少し触れました。
大臣のおっしゃるには、三公社の公共
企業体共済組合法は、この国会に間に
合わぬかもしれぬというのであります
が、三公社のうちで一番大きくて、し
かもその立法の推進者と一応なつてお
ります運輸省は、何を今日までばや
ばやしておつたのか、その説明を伺い
ます。

○深草説明員 御承知のように、この
前の国会で本委員会が可決になりました

て、衆議院から参議院に送付されまし
て、審議終了になりました。その後本
国会に出す予定としまして、建制順序
としまして大蔵大臣、運輸大臣、郵政
大臣という順序になっておりますの
で、大蔵省の法律案提出の件名に載せ
て準備を進めておりますが、先ほど上
程になりました国家公務員共済組合法
との関連もございまして、それと、こ
れは政府の内部事情でございまして、
法制局で相当法案が山積しまして、よ
うやく昨日担当の参事官も仕事があき
まして、審議に入つていただくようにな
つたのが現状でございます。

○横山委員 私の知る限りにおいて
は、当委員会において、提出予定法案
として公共企業体共済組合法の話を聞
いたことはなし。運輸省の予定法案と
して、またそういう話を聞いたことも
ない。私の想像するところは、うつか
りしておつたかばんやりして、おつか
か、どつちかであらうと思つて、おつか
ら、あなたの方は、退職手当暫定措置
法が本国会に提出されることを知つて
いましたか。

○深草説明員 法律案の件名には、大
蔵省の件名に載つております。

それから第二点の、退職手当暫定措
置法の提出されることは、国家公務員
共済組合法の改正に関連して提出され
るというところは承知しております。

○横山委員 承知をしておいて、大蔵
大臣の言うことを聞けば、片一方の公
共企業体共済組合法は、この国会に間
に合わぬというところを言うて
おる。それから暫定措置法については、
この法律案を見ますと、三公社のもの
については適用しないということにな
つておる。そういう暫定措置法の適

用をしないということについて、あな
たの方は相談を受けたのか、受けて、
それに了承を与えたのか。いつ相談が
あつて、いつ了承を与えましたか。

○深草説明員 原則的に、国家公務員
共済組合法が上程されると同時に、退
職手当の暫定措置法の改正が行われる
という話を聞きまして、両方とも関連
のある問題でございまして、ただ三公
社の共済組合法と、今度上程になりま
す五現業のものとは、年金の率、ある
いは基礎俸給の考え方が食い違つてお
りまして、まだ三公社の方が有利な点
がございまして、従つて、どちらにも
方に右へならえするということもい
ががと思つて、原則的には了解を
与えております。

○横山委員 これは、きわめて奇怪な
ことを運輸省から聞くものです。今回
の退職年金の法律と公社法と比べま
すと、プラスの面とマイナスの面、利害
得失の面がいろいろあるのです。これ
はこれで僕等は比較研究して、どちら
がいい、どちらが悪いとも言えぬと思
つてゐる。しかし、一方退職手当の問題に
ついては、これはこれとして独立して
考えるのが当然ではないかと思つてい
る。運輸省が何を一体検討して、これ
についてどうのこうのといつて原則的
了解を与えたか、それは、原則的了解
を与えるに際して、国鉄の首脳部な
り、あるいは電電の首脳部なりも了解
しましたか。

○深草説明員 原則的了解と申しまし
たのは、両方ともいい方に右へならえ
をするというところはいかかという話
がありまして、その抽象的な原則に
ついて了解を与えたのでございまし
て、何%退職手当が上るといふ数字に

ついては、出てから初めて知つたわけ
です。

○横山委員 あなたは、この退職手当
暫定措置法について、運輸省を代表し
る意見を持っていますか。運輸省を
代表して御答弁してくれませんか。

○深草説明員 問題にもよりますが、
私の答えでできる範囲内では、代表し
てお答えいたします。

○横山委員 それならば、いい方には
右へならえするといふわけにいかない
かも知れぬけれども、まあいいです
わ、ところがふたをあげてみて、これ
はあまり自分の方がこのままでいいか
ぬ、こういうような話のように思つて
けです。そういういいかげんな返事を
なさるということは、運輸省としてい
かがなものではないでしょうか。私は、
少くとも原則的に、今日の三公社の組
合法と、それから一般公務員の組合法
とは、それぞれプラスの面、マイナス
の面、利害得失の面があつて、どちら
が必ずしもいい、悪いとは言えない、
そういう感じを持っている。これにつ
いて、あなたは私の意見と見解は異な
りますか。

○深草説明員 おっしゃる通り、両方
の比較は、たとえば退職年金、それか
ら一時金、附加給付その他の点がござ
いまして、加重平均をやつてみない
と—それと退職手当の関連もござい
ますが、こういったものを総合的に、
どちらが果していいか悪いという議
論はあると思いますが、共済組合法の
根本になるものは、何と申ししても
年金だと思つてゐます。その年金の基
礎ベース、あるいは率、そういったもの
は、三公社の方がよろしいというふう
に考えております。

○横山委員 私の知る限りにおいて
は、いろいろな経緯は申し上げません
けれども、今回のこの年金の問題と暫
定措置法の経緯については、運輸省の
失態は免れがたい。また郵政、電電な
り専売公社の失態は免れがたい。とい
うのは、やはり主官省のこの問題につ
いての検討がきわめて不足であり、き
わめて怠慢であつて、きわめて組合員
の利益を代表してない。私は、利益
というと語弊があるように思つけれど
も、共済組合法より上つたものにし
て、そしてこちらが上つたからこちら
も上げなければならぬという意味で言
うのではなくして、常に改善をすべき
責任を持つにかかわらず、今日運輸省
が、この問題について、努力のきわめ
て不足を認めざるを得ない。少くとも
退職手当暫定措置法について、今回の
ものを三公社の職員に對しても思
適用せしめるのが私は当然であると思
う。きのうでしたか、大蔵省の話によ
りますと、一つにはその原因は、退職
時における俸給の算定基礎が、片一方
は三年であり、片一方は退職時である
から、こういう理由です。しかし、三
年という長い理由だけれども、平均
はつまり去年のことなんです。一年前
のことなんです。その一年の遠いのがど
こにございまして、その年金制度につ
いては、また言ふならば、この年金制度につ
いては、それぞれ利害得失があつて、片
一方がよければ、片一方が悪いのであ
るから、そのしわ寄せを、片一方の意
見で、退職手当の暫定措置法で三公社
の諸君を適用除外にするということ
が、どうして一体運輸省で了解がし得
るものであらうか。運輸省とは、一体
何をするとおるぞ、逆にこう私は聞き

たいわけです。きょうは、次官なり鉄監局長においでを願って、運輸省に御検討をお願いしたいところですが、時間がございせんから、すみやかに運輸省は、郵政省、専売の大蔵省、それから三公社の意見を十分聞きながら、善処せられんことを私は望みますが、いかがですか。

○深草説明員 その点につきまして、実は先ほど申しましたように、原則的な了解を与えたわけで、どの程度五現業の退職手当の率がよくなったかということは、法律案が出まして初めて知ったわけで、その数字を見まして、実は非常に多くなり過ぎた。多くなり過ぎたと言ふことは語弊がありますけれども、非常に差ができてきたじゃないかということ、さうそく退職年金の差及び退職手当の差、そういうものを総合的に計算を国鉄に命じまして、どの程度が妥当であるか、明らかにこちらの方が不利になるということであれば、その差を埋める程度は、退職手当の方で若干上げてもらうというふうにやっていきたいと思ひます。

○横山委員 何を寝とばけたことをおっしゃっておるか知りませんが、国会というものは、一日々々がいろいろな事情であらしのごとく過ぎるのです。この法案は、明日本委員会を通過して参議院に送付される段階になっておる。この委員会でああなたが、原則的に了解を与えておいたら、あとになつてから、その率を見たらとんでもないことだ、何とかしなければならぬと思つておるといふことがございんことをおっしゃておるといふ、ますます運輸省は何をしておるといふ、こう私は言わざるを得ない。従つて、今申しましたよう

に、すみやかにそれぞれのところに折り衝されて、本委員会は明日上るのでありますから、しかるべき手段をとられることを私は希望すると同時に、委員長にもこの点を御了解願つて、明日にも善処せられんことを願つておきます。

第二番目に、三公社の共済組合法であります。これは、大蔵大臣が、本国会には間に合わないと言ふことを言いました。一体大蔵省がそんなことを言つておるのでありますから、運輸省が今ごろがたがたして、郵政省と相談して大蔵省へ持つていったところで、私は間に合わないと思つておる。しかし、私ども大蔵委員としても、何としても看過できない問題だと思つておる。少くともさうしたあたり国家公務員の共済年金において新しく入りました附加給付の規定、この附加給付の規定は、当然三公社の共済組合法にも、従来から問題であるから、これを修正すべきだと思ひがいふ、これが当面早急の問題であります。

第二点として、たくさん問題がありますが、傷病年金及び傷病賜金は、現職中はだめである、増加恩給は、現職中は支給される、こういう矛盾をすみやかに改正をしなければならぬと思ひがどうか。それから電電の特別会計以前の問題、これは、あなたに聞いても無理かと思ひますが、電電の特別会計以前の問題の通算についても、これは、他の一公社との関係上、すみやかに措置をすべきと思ひがどうか。それから国鉄の旧組合職員の懸案になつております期間の通算の問題、これもすみやかに措置をすべきと思ひがどうか。そのほか今日の緊急の問題からはややはずれるかもしれませ

んが、旧法において既得権となつております遺族の範囲、これは、国家公務員のものに比べると格段の相違があります。遺族の範囲、さらにその次に、外地鉄道引揚者の外地における問題、さらに法施行の際の乙種組合員であつた者が申種組合員期間中に乙種期間がある場合、この乙種期間を申種組合員期間に通算する問題等、今日まで非常にたくさん懸案の問題がありまして、本委員会でも、この間、そのうちの一部につきましては、そこにいらつしやる坊政務次官が政治的責任を持つて善処をすると言つておられる問題も含むのであります。これら傷病年金以下諸項目の問題について、今後どうせられるつもりであるか、きわめて技術的な問題でありますから、運輸省でも国鉄でも、どちらにお答え願つてもけっこうであります。これらの問題について、将来どうなさうとするのか、この際、意見を承つておきたいと思ひます。

○深草説明員 附加給付につきましては、今度の改正案に入れる予定にしております。それから傷病年金、傷病賜金を増加恩給と同様に取扱いという問題、それから甲種組合員の組合員期間、いわゆる電電の問題、それから三番目の年金の受給資格年限のうちに、旧組合職員の在職期間を入れる問題、この三点につきましては、この前本委員会でも決まりました案にも入つておりますし、今回ももちろんこれは入れるつもりであります。それからあの附帯決議がございまして外地鉄道の職員、外地鉄道出身の職員の件でございしますが、恩給制度調査会で真正面には申しておりますが、恩給法の関

係で、こういった取扱いはすべきでないという答申が出ておまして、恩給法と共済組合法と若干性質は異なりまされども、今のところ、この点につきましては、入れることは現在では考えておりません。それから遺族の範囲につきましては、国家公務員共済組合法との均衡の問題もございしますが、先ほども申しましたように、有利な点も相当ございまして、どの程度広げるか、あるいは現行のままにするか、この点につきましては、ほかの関係省ともよく打ち合はせて善処いたしたは、それから最後の甲種、乙種の問題は、存じておりませんので、国鉄の方から……

○横山委員 本来ならば、今お答え願つた諸問題については、この共済年金の法案と同時に審議をして、さうして懸案の問題を解決すべき段階にあるわけですから、それを、退職手当暫定措置法でもさうですけれども、こういうような状態のもとで将来を予約するといひますか、口約を私が得ておくといふことは、まことに遺憾なことだと思ひます。この点は、単に運輸省ばかりでなく、大蔵省もさうです。専売公社職員を傘下にかかえながら、当然同時に時刻にこの種の懸案の問題を解決すべきなのにかかわらず、いかに政治的折衝がありといへ、この国会において政府側から提案ができなかつたことは、怠慢のそしりを免れがたいと思ひます。いんやその中で、今御報告があらりました外地鉄道の問題については、恩給審議会はそのようにはなりませんでしたけれども、しかし私が信頼をいたしました政務次官に、本委員会において、この間政治的責任をもつて御了承願つた

ことは、私としては、まことに一縷の望みを託しておるわけでありませう。従いまして、この際政務次官の坊さん、この種の問題についての誠意ある御答弁を望んで私の質問を終りたいと思ひます。もし誠意がなかつたならば、續いて質問をいたします。

○坊政務委員 ただいまの御指摘は、外地鉄道等の通算の問題であらうかと思ひますが、その点につきましては、いろいろと権衡の問題、外地鉄道のみならず、国策会社その他の問題も関連いたしておりますから、慎重にこれを検討せまして、ただいまの御趣旨は、十分尊重して検討して参りたいと思つております。

○横山委員 それでは誠意が足りません。ちよつと話が違ひます。まあものはいろいろ理屈がつきますから、何でも言えますよ。言えますけれども、大蔵委員会は、その權威にかけて附帯決議を通しておるし、その決議に坊さんが参加されたことだし、この間大蔵委員会において、あなたもみずから責任を痛感されたことでもあります。私は、坊さんの誠実なるお人柄が、必ずこの問題を貫徹するものとして期待をいたしますから、そのように一つお手配をお願いしたいと思います。私の質問は、それと、もう一つは、今言いました国鉄から御答弁がありました諸点、国鉄としてはそのような措置をいたしたい、そのことは、専売公社についても同様な点が多々ございませう。それで、この三公社に関する法律案は、この国会にあるいは間に合はぬかもしれぬ、私は、さらに委員長にお願いして、明日この法案を通すときいろいろな手配をいただかなければなりませ

んが、大蔵省としても、三公社の法案について、ただいま国鉄から御答弁がありました諸点をくんで善処されると考えておりますが、いかがなものでありますか。

○岸本政府委員 三公社に関する法案は、できれば本国会に——主務大臣の方で急いで検討いたしておりますので、間に合うようでございます。私の方といたしまして、別に特にそれを今回提出しないということはないわけでございます。急ぎ検討を進めていきたいと思っております。

○横山委員 私の聞いているのは、そういうことじゃないのです。坊さんにお伺いしておるのは、先ほど国鉄から御答弁があった諸点については、専売公社も同じような問題が多々ある。私は、そう無理なことを言っているわけではない。それなるといって、国鉄から、それは当然であるという意味のお答えがあった。中には、遺憾なものもあったけれども、それで、この国会に間に合わせぬにしても、ひたすら間に合うようにしてもらいたいというのは当然だが、その内容として、先ほどのお話を諸点について十分善処してもらえらうな、これは専売公社も同様だぞ、こういう意味のことを申し上げて、御質問を打ち切ります。

○坊政府委員 本国会には間に合わないかもしれないけれども、歩調をそろえて——先ほど国鉄の御答弁もありました。歩調をそろえてやっています。かように考えております。

○横山委員 歩調をそろえてという意味は、共通の問題もあり独得の問題もある。先ほど運輸省から御答弁になった中で、私の気に食わない点もあるの

ですよ。責任問題になっているような点もある。そういう問題も含めて、運輸省から御答弁があった。これはやりたいという諸点は、私に言わせてみれば、こんなくらのことは当りまえのこと、前の国会でも通っているじゃないかと言っていることなんです。しかし、それらを含めて、専売なり電通なりの問題を含めて改正法案を出すということでしょうね、こう言っているのです。

○坊政府委員 横山委員の、こういう点はよろしい、こういう点は非常に自分には不満であるというような御意見を言いますが、その不満足とおっしゃるような点も、三者これをよく相談いたしまして、これを十分検討いたしていきたいということを申し上げておるのであります。

○黒金委員長代理 これにて暫時休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

昭和三十三年四月五日印刷

昭和三十三年四月七日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局